

住居確保給付金における転居費用補助の実施について

1 経緯

現在、生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し家賃を支払う事が困難となったものに対して、住居確保給付金を支給している。同法の改正に伴い、住居確保給付金を拡充し、家賃が低廉な住宅への転居費用を支援することで生活困窮者の自立の促進を図るものである。

2 転居費用補助の概要

(1) 対象要件

収入が著しく減少し、家計改善のため、転居により家賃負担等を軽減する必要がある者（収入要件、資産要件あり）

(2) 支給額

実費相当を支給

※ただし、生活保護制度における転居先の住宅扶助の特別基準額に3を乗じて得た額を支給上限額とする。

（参考）台東区内で転居する際の支給上限額

単身世帯	2人世帯	3人世帯
209,400円	225,000円	243,000円

3 予算額（案）

歳入 3,571千円

歳出 4,762千円

4 開始時期

令和7年4月